

(2) 現存率

登録設定からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特 許	100.0	100.0	100.0	96.1	86.7	81.5	75.3	66.9	60.2	52.1
実用新案	旧法	-	-	0.0	-	-	-	0.0	0.0	0.0
	新法	-	-	0.0	11.1	4.3	0.0	-	-	-
	H17新実	99.7	99.5	99.2	88.5	54.3	46.2	38.5	28.3	25.5
意 匠	100.0	99.2	95.7	88.6	74.3	66.0	58.2	51.2	45.7	42.3

登録設定からの年数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
特 許	41.5	30.6	20.7	15.7	11.7	6.2	3.0	0.6	0.0	0.0
実用新案	旧法	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	新法	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H17新実	-	-	-	-	-	-	-	-	-
意 匠	36.3	30.2	25.1	22.5	18.8	-	-	-	-	-

注1：2013年末現在の数字である。

注2：新法については、実用新案改定後の現存率を示す。

注3：H17新実については、平成17年の実用新案改定後の現存率を示す。

注4：現存率＝現存件数÷登録件数

注5：表の「-」は、登録件数が0件の場合を示す。

問い合わせ先：審査業務課登録室